

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄） 1

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄） 1

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）
（技術検定）

- 第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。
- 2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。
 - 4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
 - 5 第一項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）
（受検資格）

第二十七条の五（略）

- 2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 建設機械施工 次のいずれかに該当する者
 - イ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者
 - ハ 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者
 - ニ 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者
 - ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同年以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 二 土木施工管理又は建築施工管理（国土交通大臣が指定する種別のものに限る。） 次のいずれかに該当する者
 - イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - ロ 受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有するものと認定した者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同年以上の知識及び経験を有する種別ものを除く。以下「一般土木建築施工管理」という。）又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (2) 受検しようとする種目（一般土木建築施工管理にあつては、種別。ロ(1)及び(2)において同じ。）に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二級の技術検定の学科試験に合格した者</p>	<p>次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める技術検定の学科試験の全部</p> <p>一 第二十七条の五第一号又は第二号に掲げる種目 種目及び種別を同じくする次回の二級の技術検定</p> <p>二 第二十七条の五第二項第三号に掲げる種目 種目（一般土木建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定で国土交通大臣が定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>